

史料に見る玉里島津家の戦中・戦後

新 福 大 健

はじめに

筆者は、令和二（二〇二〇）年度の企画展「さつまの女性たち―江戸から昭和」を担当した。これは、近世から昭和前期までの鹿児島県の歴史に登場した女性について、関連する資料とともに紹介する展覧会であった。その中では島津本家十六代当主島津義久の二女新城や三女亀寿、八代藩主島津重豪の娘で十一代将軍徳川家斉の御台所の茂姫、九代藩主島津斉宣の娘で種子島家に嫁ぎ夫の死後は島を治めた松寿院の他、大奥の女性や幕末の山田歌子なども取り上げた。

さて、当館の歴史分野の資料で大きな割合を占めるのは、玉里島津家資料である。初代島津久光の資料はもちろん、二代島津忠濟、三代島津忠承やその家族の資料も含まれる。企画展では、二代忠濟の生母である村（武良）や妻の田鶴子、その娘の量子の資料も展示した。また、この展覧会では太平洋戦争中の玉里島津家の人々の様子を紹介するために、玉里島津家資料の日記や田鶴子の詠草なども活用した。令和二年は戦後七十五年として新聞などが特集を組んでいたことなどもあり、終戦前後の玉里島津家の日記等は観覧者の関心を引いた。しかし、終戦前後の玉里島津家の人々については、島津忠承の回顧録や『故郷のしをり』に一部紹介されているが、職員などについては記されていない。そこで本稿では、玉里島津家資料を中心に用いながら、太平洋戦争中から戦後間もない時期を、同家や同家に関係する人々がどのように生きたかを紹介したい。

一 当主忠承の戦中

忠承は昭和五（一九三〇）年から日本赤十字社で勤務し、昭和十五年からは副社長に就任していた。そして昭和十六年十二月に太平洋戦争が始まって間もない昭和十七年一月に、以下の委嘱状を受けている。

【史料一】

日本赤十字社俘虜救恤委員長ヲ囑託ス

昭和十七年一月二十四日

日本赤十字社長公爵徳川圀順

副社長公爵島津忠承殿

徳川圀順（一八八六―一九六九年）は、水戸徳川家の当主で昭和十五年に日本赤十字社の社長に就任していた。また、のち昭和十九年には貴族院議長に就任している。

太平洋戦争が発生し、日本軍は開戦直後からフィリピンやグアム島でアメリカ軍と、また香港やマレー半島でイギリス軍と交戦し、捕虜が発生していた。捕虜については国際法で扱いが規定されていたため、戦時中であっても「俘虜の待遇に関する条約」（昭和四年にジュネーブで締結された条約）を遵守する意志を日本政府は表明していた。

俘虜救恤委員会の仕事は、国内の收容所にいる連合国軍の捕虜に関することだけではなく、日本軍の兵士で連合国の捕虜になった者と日本国内との連絡も日本赤十字社の業務とされたため、戦争の拡大に伴い次々に増えていった。

忠承はこの戦争で発生した捕虜を援助する職責を委員長として担うことになった。忠承は日本赤十字社における業務に戦時中も一貫して取り組み、戦時中は昭和十九（一九四四）年八月に一回だけ慰霊祭のため鹿児島を訪問している。別の見方をすれば、戦時中の忠承の日本赤十字社における仕事は、家族や先祖を顧みることができない多忙さだったと言えよう。

二 島津田鶴子の戦中

島津田鶴子は太平洋戦争が始まると、娘の量子とともに鹿児島に転居していた。

玉里島津家資料の中に、昭和十八（一九四三）年七月二十一日付の田鶴子による和歌書付がある。以下の内容である。

【史料一】

こたび久大が泰国在勤を命ぜられあす飛行機にて出たつを

照國神社、松原神社、五社、鶴かね神社、鹿児島神社、高加木神社にまふて、行手のつゝがなきをねきまつりて

つゝがなき旅の行手を祈るなり

南のそらをいそぐとり船

ねかはくバみたまかけりてまもりませ

南をさしていそく我子を

昭和十八年七月二十一日

神まふでして

帰りしとき

七十四歳

田鶴子

久大とは、田鶴子の三男で外交官になった人物である。東京帝国大学を卒業

後、外務省に入省し外交官として活動していた。詠草の前書きでは「泰国在勤」とされているが、実際には太平洋戦争が勃発し日本軍がビルマ（現ミャンマー）に侵攻して昭和十七年に制圧した後、中部のマンドレーに領事館を置いていた。その後、この領事として久大が赴任することになり、この見送りの際に母の田鶴子が詠んだ和歌詠草である。

玉里島津家の男子が戦争に直接従軍することはなかったが、忠承が戦時捕虜を救助する責任者の役割を担い、久大が戦地の領事として赴任するなど、戦争の影響は確実に受けていた。

そして田鶴子自身も鹿児島から地方に疎開することになり、その疎開先は大口径であった。その理由は次章で述べるように、玉里島津家の旧職員との縁からであった。

鹿児島市は空襲を受けていたが、郷土史家の話によると大口は空襲を受けることはほとんどなかったというところで、玉里島津家の人々は穏やかな生活を送ることができたと考えられる。

しかし、昭和二十年の鹿児島大空襲の連絡が入り、大きな衝撃を受けたことが「島津田鶴子日記」（個人蔵）に記載されている。この空襲について、玉里邸から東京の本邸に次の報告がなされている。

【史料三】

去ル十七日午後十一時、敵機数十機、突如鹿児島市上空ニ来襲、市内一圓ニ焼夷弾投下、各所ニ火災発生ノ後、空襲警報発令アリ、玉里御邸内ニ大型焼夷弾十数個落下、御本家表奥御座ニ数個、御庭付近二十個、内不発三個落下、為ニ事務所奥ニ火災ヲ生シ、消火スル間モナク身ヲ以テ屋外ニ脱出ヲ得タル次第ニテ、御本家一時ニ大火災トナリ御本家一棟全焼致シ、誠ニ以テ恐縮申譯無之、御留守御預リ責任ヲ全シ得ス、実ニ残念ノ至リニ御座候、茲ニ謹而申上候、

御邸内御蔵、下御茶屋、御長屋、御門、西向御別邸、役宅、貸家等建物ニ

ハ被害無之、亦奉職者一同及家族ニモ何等ノ被害ナク不幸中ノ仕合ト奉存候、

御邸内落下焼夷弾ハ大型ガ大部分ニテ、小型数個、大型（直径七寸長二尺）大型不発三個有之候、

敵機ハ御邸ヲ目標トシテ投下セシモノ、如ク玉里町内練兵場兵舎ニハ投下ナク、附近被害ハ縣立工業學校二棟焼失セシノミニシテ、市内大底ハ被害ヲ蒙リ完全ナルハ市役所、専売局、鹿兒島駅、図書館、照国神社、二中校、大竜・清水国民校並磯方面ハ全然被害ナク、人員死傷者モ去ル四月八日ノ数倍ト思慮仕リ候、

玉里家政事務所ヲ元九良賀野役宅跡ニ移轉致シ、事務其他ノ要務ヲ司リ居リ候間、御諒承被下度候、

右御報告申上候間、宣布御上申被成下度、此段及御報告候也、

昭和二十年六月二十二日

玉里出張所

書記 濱島 基

豊分御邸

御家令心得東郷重弘殿

これによると、空襲で本邸に爆弾が落ちたこと、職員がなすすべもなく焼失したことを述べるとともに、近くの鹿兒島工業学校（現在の鹿兒島県立鹿兒島工業高等学校）や歩兵第四十五連隊営舎（現在の鹿兒島市立玉江小学校から鹿兒島県立短期大学周辺）には爆弾がほとんど落とされなかったことから、玉里邸が爆撃の目標にされたと考えられる、と述べている。³⁾

ちなみにこの空襲については、一年後に田鶴子が次の詠草を記している。

【史料四】

去年のけふの戦火によりこの玉里もやかたは皆焼うせ、殊に愛らしき狎犬、小鳥、池の鯉、一羽かひならせし愛印の鶏などみな焼死し、何日の立

も早く一年のめぐり来しかば、けふ南州寺にて供養せむとて、四月八日死去せし九良賀野及び百合印御附のふみも同じく哀なる姿となりしをとむらはむとて、つたなき歌をかきつらねはべる、

（以下略した部分に和歌が記されている。）

これによると、戦争で亡くなった人物だけでなく、飼っていた犬や鶏や池の鯉なども空襲の中で死んでしまい、それらを追悼する手向の和歌を寄せている。

田鶴子は大口での疎開中も和歌の詠草を続け、田鶴子が初代久光の和歌を書いたカルタの箱には「昭和二十一年一月 大口牛山城跡にて 田鶴子」の貼紙がなされている。大口での田鶴子の生活を支えた一つは、和歌を読み続けることだったと考えられる。

三 玉里島津家に仕えた人々

(一) 大丸為政

玉里島津家資料に「明治二十一年 履歷簿」と表紙に書かれた簿冊がある。⁴⁾しかし内部は昭和期の職員の履歷である。

この中に大丸為政という人物の履歷もある。

筆者が平成二十一（二〇〇九）年度の企画展「薩摩藩玉里邸とその文化」を担当した後、大丸家から連絡をいただき訪問したことがあった。大丸家の当時の御当主は、父為政氏の書いた手記を保管しており、その中には以下の内容があった。

【史料五】※一部要約

出身 鹿兒島市春日町の横馬場が祖先以来の地

出自 祖父：神社奉行

父 … 池田郷之助は春日町の自宅を神社にして神官になった。士族

と平民の身分差をなくす運動に関わったが、反対が強く失敗した。

経歴 明治三十一年十二月一日生まれ

大竜小学校に入学し、小学校四年を卒業の時、東京の島津家から家庭友人を一人推薦するように玉里島津家顧問の伊瀬知男爵へ依頼があり、伊瀬知男爵が大竜小学校を訪ね、学校に推薦を求めた。小学校が三名を推薦したところ、自分が選ばれ、伊瀬知男爵に連れられ上京した。

以後、東京麹町の玉里島津家本邸で二十年、下渋谷の役宅で妻と二年暮らした。その間、学校は近くの大倉高等商業学校の夜学、神田の短期高工に在学した。その頃、鹿兒島の父が、向かいに住んでいた寺田氏（大口渕辺出身）の進言を受け入れ、自分が知らないうち

に羽月村園田の大丸家の養子にされていた。その後、養父母が早く帰郷するように再三要請し、二度も東京に二人で上京してきた。高齢の二人が二度も遠路上京してきたため、鹿兒島に帰郷することになった。

島津公の御婦人は泣いて

「たらちねの親につかえんためなればみだりに袖は引かれざりけん」と別れの短歌を贈って見送られた。

(以下略)

これによると、為政氏は幼少期に鹿兒島市の上町地区に居住しており、小学生の時に玉里島津家から島津忠承の御学友を推薦してくれるように学校に依頼があった。その際に伊瀬知好成が面接して為政氏が選ばれ、玉里島津家との関係ができたことが分かる。

のちに鹿兒島に帰るため為政氏は玉里島津家の職員を辞すが、玉里島津家の「明治二十一年 履歴簿」に以下の記述が出てくる。

【史料六】

大丸為政

昭和廿年七月一日 大口・山野町御疎開中両別邸事務囑託

但手当月額金壹百圓

大口には当主忠承の母田鶴子と妹の量子が、山野には忠承の嫡男忠廣と二男久正が疎開していた。これはかつて勤務していた職員の一つを頼って、疎開先を探したものと考えられる。そして戦火を避けられると考えられた山間部の大口や山野に屋敷を借り上げて、玉里島津家当主の家族の疎開地とした。そして大丸が、鹿兒島邸との連絡役を担っていた。

(二) 戦争で被害を受けた職員

先に述べたように「明治二十一年 履歴簿」には、戦中から戦後に玉里邸で勤務した職員の履歴が記されている。その中には戦争で被害を受けた人々についての記録もある。

九良賀野幹は玉里出張所の所長を務めた人物である。その履歴から主なものを上げると以下のとおりである。

【史料七】※一部抜粋

(家扶) 書記 九良賀野 幹

明治十四年一月十七日 生

一 明治二十六年十月廿七日八等雇拜命

(中略)

一同 三十三年四月廿七日書記係見習被命候

一同 三十四年七月廿四日書記被命候

(中略)

一 昭和十二年十一月十五日家扶心得被命候事

一 昭和十三年七月一日故久光公御傳記編纂二付古文書並二一般事務取扱ヲ命セラル

一 昭和十三年七月八日玉里出張所長兼錫山鉱業所長被命候

(中略)

一 昭和十三年十二月一日家扶被命候

(中略)

一 昭和廿年四月十八日滿五十二年勤續二付弔慰金壹万七千五百六拾四圓ヲ給セラル

全

祭葬料金參千五百圓依特別思召給セラル

履歴の末尾にある昭和二十年四月十八日の空襲により九良賀野は亡くなり、玉里島津家から弔慰金などが支給されている。

なお、九良賀野氏は、宮之城島津家の二男家島津内記久文の分家が称した苗字で、このように玉里島津家には旧藩時代から縁があつた職員も勤めていた。

この他、「明治二十一年 履歴簿」には、空襲で亡くなつた御側女中や、同じく空襲で怪我をして退職した御側女中も記載されており、弔慰金や見舞金が贈られている。玉里邸の職員も、戦争の被害を受けていたことが分かる。

(三) 玉里島津家の鹿兒島における顧問・相談役

玉里島津家など華族は家の経営に関して意見をする人物として、顧問や相談役を置いていた。鹿兒島においては、鹿兒島の有力者を相談役に依頼していた。

「昭和二十五年玉里邸往復綴」には、次章で取り上げる玉里邸を鹿兒島市へ売却する交渉の中で「田辺相談役」の名が出てくる。この人物は田辺健吉で、太平洋戦争中には「田辺航空株式会社」の社長として、現在の鹿兒島県立鹿兒島南高等学校からかつての県立農業大学校があつた谷山地区の広大な敷地に、航空機製造工場を経営していた人物であつた。

また「明治二十一年 履歴簿」には、岩元禧という人物が記載されている。

【史料八】

岩元禧

一 昭和十四年五月一日 玉里出張所並ニ錫山鉱業所ノ取締ヲ囑託セラル

全十五年九月一日 帝國鉱業開発株式会社囑託兼務被仰付候

但右兼務期間本部ヨリ給與ハ之レヲ停止シ鉱業開発株式会社所定ノ

給與ヲ同会社ヨリ受クベシ

一 昭和十九年九月十四日死去

一金八百圓 弔慰金 五年勤続御家扶ニ準ジ取計ヒ候

一金壹百圓 香奠料

一生花一對 葬儀二付 以上

岩元禧（一八七九〜一九四四年）は、鹿兒島県出身で第七高等学校を経て東京帝国大学法科大学を卒業し、内務省入省。大正十二（一九二三）年から翌年に掛けて沖縄県知事を務めた。その後退官し、昭和八（一九三三）年から十一年に掛けて鹿兒島市長を務めた。

玉里島津家にとって岩元は、鹿兒島市長を退官後、鹿兒島で多方面に影響を持つ人物として、いろいろと相談をしていたものとみられる。そして昭和十四年に玉里出張所や、玉里島津家が経営に関わつていた錫山鉱山の取締りを囑託していたものと考えられる。

正式な相談役の辞令は出していなかったものの、取締りを囑託した昭和十四年から亡くなる同十九年まで相談役に相当する役割を果たしていたことから、家扶に準じて弔慰金などが提供されたものと考えられる。

四 戦後の玉里島津家

昭和二十年の豊分島津家家政所の日誌には、次の記述がある。

【史料九】

八月十五日 晴 水曜

(中略)

一米英支蘇四箇國ニ対シ共同宣言受諾スルニ当リ本日戦争終局ノ聖断大詔渙発セラル

八月十六日 晴 木曜

(中略)

一公爵様御儀午前九時廿分御出勤被遊、午後二時四五分御帰邸ノ上、直二俘虜情報局へ被為入、同四時五十分御帰邸被為在候、

終戦の翌日、忠承は日本赤十字社の俘虜救恤委員会に出勤している。終戦となり、連合国軍の進駐に向けて捕虜をどのように引き継ぐかの検討などに入ったものと考えられる。また、戦後は外地から引き上げてくる一般の在留邦人や兵士の受け入れについても、日本赤十字社は対応を求められることになった。忠承は昭和二十一（一九四六）年七月に日本赤十字社の社長となり、厚生省等と協力しながら六百六十万人以上の帰国に尽力することになった。

また、鹿児島から大口に疎開していた玉里島津家の人々も、玉里邸の本邸は空襲で焼失したため、終戦になったとはいえ、すぐに玉里邸に戻ることはできなかった。そのため、まず当主忠承の妻泰子と子どもたちが焼け残った建物に住むことになり、昭和二十一年に彼らが東京に戻った後、田鶴子と量子は大口から鹿児島島の玉里邸に戻るようになった。昭和二十一年の玉里出張所往復綴には、五月八日付で玉里出張所庶務係の濱島基によって、前日七日朝に田鶴子らは大口を自動車で出発し、七日夕方五時に無事到着した旨、記されている。

さて、華族は、戦前は華族世襲財産制度⁷などでその財産が保護されてきた面があったが、新憲法制定による華族制度の廃止や、財産税の導入⁸により大きな打撃を受けた。玉里島津家もその影響を受け、納税のためにその財産の一部を売却することになった。

(一) 玉里邸

玉里島津家の発祥の地である玉里邸の本宅は、前述のように昭和二十年六月十七日の鹿児島大空襲で焼失していた。しかし、現在鹿児島市が所有している、下御庭の茶室や長屋門、蔵など焼け残った建物もあった。筆者が平成二十一（二〇〇九）年度に鹿児島市立鹿児島女子高等学校を訪問した際、学校の歴史を展示する部屋を見学する機会を得た。その展示してある写真パネルの中に、かつての玉里島津家の職員住宅が、新しく建てられた学校の校舎の間に残っているものもあった。

この焼け残った建物も含めて、玉里島津家は鹿児島市に売却することになった。売却に当たっては相談役の田辺健吉が仲介し、勝目市長や市議会の関係委員長らと交渉を続けた結果、妥結したことが玉里島津家の昭和二十六年の日記に記されている。同日誌の昭和二十六年三月九日付で鹿児島市へ売却する不動産として以下の項目が書き上げられている。

【史料十】

- 一 宅地 七二九四坪（邸内）
- 一 畑地 九畝廿五歩 東側御門外、道路豫定地
- 一 同 六畝拾貳歩 後屋敷
- 一 同 廿六歩 養老院施設豫定地
- 一 同 式反五畝廿壹歩（後屋敷右全シ）
- 一 東西両土蔵 式棟
- 一 道具蔵木造建 式棟
- 一 門衛役宅及長屋 式棟
- 一 下御茶屋 壹棟
- 一 御住居所 壹棟

- 一 石塀 三七〇間
- 一 後屋敷石塀 一一五間
- 一 水源地域山林 壹畝拾八歩

以上

これによると、最初の「宅地 七二九四坪（邸内）」とは現在の鹿児島女子高校の校庭に面していた空襲で焼失した本邸周辺と、現在茶室が残っている下御庭に該当する部分と考えられる。その次に「畑地」とある中で「後屋敷」とあるのは、本宅の裏にあった倉庫や納屋などの建物と考えられる。

この後に挙げられている建物は、空襲で焼け残った建物と考えられる。「門衛役宅及長屋」は現在も残されている長屋門とそれに続いている建物であろう。「御住居所」とは、当時玉里邸に居住していた田鶴子が住まいにしていた建物と考えられる。鹿児島大空襲で本宅が焼失した後、田鶴子は疎開先の大口から鹿児島に戻った時には、かつての職員住宅を住居にしていたとされる。「御住居所」がこれに当たると考えられる。

（二）玉里文庫

また、玉里島津家は初代久光が『通俗国史』の修史事業を行うなどしていたため、膨大な書籍を集積していた。この書籍は玉里邸内の蔵に多くは保管されていた。蔵は昭和二十年の空襲で被災したものの、焼失は免れていた。

旧制第七高等学校造士館は、戦後は鹿児島大学として再出発した。この鹿児島大学から蔵書購入の打診がなされ、書籍についても売却されることになった。このことについて、鹿児島大学の『玉里文庫目録』の序には以下の記述がある。

【史料十一】

さて、昭和二十四、五年の頃、玉里島津家当主島津忠承氏に「文庫」を鹿児島大学に譲渡したいという意向があることを、大学附属図書館の竹内

実次氏から聞き、それは発足早々の大学にとっても、また鹿児島にとっても喜ぶべきことであつたので、関係者の一人として私も文庫調査のためにたびたび玉里邸を訪ねた。（中略）図書の収めてある文庫は正門の右手、本邸焼跡の東南隅に孤立しており、当時のことで、金目の品物をねらう空き巣が扉をこじあけて入ったこともあつたのだという。この庫は明治の玉里邸修築の時のものであつたろうが、殿様の文庫にしてはやや粗末な土蔵で、その頃は白壁が落ちて荒壁の露出している所があり、屋根の一部も破損しているらしかった。（以下略）

とある。太平洋戦争で破損した書庫を修理することもままならなかつた、当時の玉里島津家の経済的な状況が窺われる。

玉里島津家の図書が散逸することなく、鹿児島大学に收藏され、現在も鹿児島の地で公開されていることは、序文にあるように鹿児島県にとつて幸いであつたと言えよう。

五 おわりに

今回、戦中・戦後の玉里島津家の動きを、日誌などを基に分析・紹介した。

この中で当主の忠承や田鶴子など、玉里島津家の家族は空襲で亡くなった者はいなかつたものの、職員の中には戦災で亡くなる者もおり、玉里島津家の人々にとつても戦争は身近なものであつたことが明らかになった。また、玉里邸の跡地が鹿児島市に譲渡されたことは、現在も茶室や庭園が鹿児島市立鹿児島女子高等学校の生徒たちによつて守られていることから、賢明な判断であつたと言えよう。同じく玉里島津家の貴重な蔵書が鹿児島大学に譲渡されたことも、戦後の経済的混乱の中で華族が所蔵していた文化財が売り立て等で散逸した例もあることから考えて、幸いであつたと言えよう。

今後の課題としては、玉里島津家の日誌や簿冊などについては内容の分析な

どが進んでいないものが多数ある。華族としての玉里島津家の活動を理解していくためには、これらの資料の分析が必要となることから、今後も各時代の日誌や簿冊の内容の把握を進めていきたい。

註

- (1) 島津忠承の日本赤十字社での活動については島津忠承『人道の旗の下に―日赤とともに三十五年』講談社、一九六五年。田鶴子については島津忠廣による島津田鶴子編著『故郷のしをり』私家版、一九九五年がある。
- (2) 鹿児島大学附属図書館との合同企画展「薩摩藩「玉里邸」とその文化」で鹿児島大学側の資料として展示され、戦争中の田鶴子を中心とした人々の様子を紹介することができた。
- (3) 戦中から戦後に掛けて県立第一中学校（現在の県立鶴丸高等学校）で学んでいた方の話によると、県立一中は戦争で空襲の被害を受けたため、戦後まもなく四十五連隊の兵舎で授業を再開することになった、とのことであった。この方の「兵舎は空襲の被害は受けていなかった」との話は、玉里邸の日誌の記述と一致する。
- (4) 玉里島津家の簿冊の中には、このように表紙と中身が一致していないものがある。これは太平洋戦争中のように物資が欠乏した状況下で、古い簿冊の表紙などを再利用したことによると考えられる。
- (5) 「昭和二十年 玉里出張所往復綴」の昭和二十年六月十五日付の玉里出張所書記の濱島基から豊分邸の家令心得である東郷重弘宛に、戦時中で交通が不便なため大丸に依頼することの了解を求める連絡がなされている。
- (6) 田鶴子はこの後も玉里邸で生活していたが昭和二十五（一九五〇）年九月に病に倒れ、昭和二十八年一月三十一日に玉里邸で死去した。当時は忠承が国交のなかった中華人民共和国に抑留されていた日本人を帰国させ

るため、中国紅十字社と交渉のため北京滞在中であった。そのため田鶴子の死は伏せられ、交渉を終えて忠承が中華人民共和国を出国した日に公表された。

- (7) 華族世襲財産制度は、明治十七（一八八四）年に華族制度が始まった際に、皇室の藩屏としての華族を経済的に守るため、明治十九年に制定された制度である。華族世襲財産制度については、後藤靖「華族世襲財産の設定状況について」（『立命館経済学』三十七巻第四・五号、一九八八年）を参照。

- (8) 財産税は、戦後の急激なインフレや終戦処理などのため課税価格十万元以上の財産を持つ者に、昭和二十一（一九四六）年の一回限りで導入された税制。十万元以上の財産を持つ者に累進課税で課され、最高の一五〇〇万円以上の財産を所有する者に対しては、九十パーセントの税率が課せられた。

- (9) 玉里文庫目録作成委員会編『玉里文庫目録』鹿児島大学附属図書館、一九六六年

（しんぶく だいけん 本館学芸課主任学芸専門員兼学芸調査係長）